

論説 一九三七年日中関係警見

著者	臼井 勝美
雑誌名	筑波法政
巻	11
ページ	4-20
発行年	1988-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00155662

一九三七年日中關係瞥見

白井勝美

I

一九三七年二月、前南京総領事須磨弥吉郎は西安事件後の中国の一般情勢とくに対日關係について極めて興味ある演説を行った。(日本文交協会) 須磨は一九二七年より足かけ十一年間の中国在勤を終えて、在米大使館参事官として赴任のため帰国した折の講演である。彼はまず「支那は平たく云へば最近日本の支那に対する圧力を軽視してきた、もっと平たく云へば舐めて掛かって来た。之は極めて顕著な事実である」と指摘する。日本は最近北からのソ連の軍事力を非常に怖れていると中国は判断し、日本を軽視するようになったと須磨は云う。

一方須磨はイギリスの中国に対する経済援助が統一した政策のもとで整然と実施されていることを驚嘆している。須磨帰国の送別宴で財政部長孔祥熙は、中国は日本に対して六回も借款を申し込んだが「日本は少しも貸さないで、しかも他国がやれば日本は非常に騒ぎ出す、之はジェラシイ以外の何ものでもない」と述べた。孔はこの席で、蒋介石、張群などは日本とはなるべくフリクションを避けて、平等な立場で交渉することを望んでおり、中国では最も日

本に対し穩健な立場をとっているが、しかしこの派でも対日抵抗は避くべからずという氣運があり、そうならないためには日本が是非過去に於て不法に作為した既成事実を解消し、将来も繰り返さないと保障することが必要であると須磨に強調した。

須磨は一九三七年初期の中国の対日態度の変化について以上のように語っているのであるが、日本側においても、滿州事変以来の中国政策の再検討・修正の動きが新たな潮流になりつつあったことが指摘できる。

中国政策の修正・転換を主張し、同時にその推進力となったのは、一九三七年一月參謀本部第一部長代理となり、三月一日部長となった石原莞爾少将である。石原が課長をしていた參本戦争指導課は一月六日「帝国外交方針改正意見」を作成した。その中軸となった政策は、一九三五年からとくに顯著となった日本の華北分離工作中止、華北分の否定である。そして逆に日本は中国の建設的統一運動を援助すべきであり、華北もこの統一のなかに包含されるのは当然であるとの考えである。同課が同時に作成した「対支実行策改正意見」のなかでも「北支特殊地域なる觀念を清算し之を五省独立の氣運に誘発するが如き方策を是正し、現冀察政權の管掌する地域は当然中華民國の領土にして主權また中央政府に在る所以を明確にす」と華北の特殊地域化、分治を否定する意向を明らかにしている。「改正意見」は冀東政權の中国復帰を示唆し、さらに前年の「対支実行策」にある日支軍事同盟の締結、國民政府への日本人最高政治顧問、軍事顧問の傭聘などの施策を中止することを主張した

広田内閣退陣のあとをうけ、二月二日成立した林（銑十郎）内閣は、三月初めフランスから帰国した佐藤尚武大使を外相に迎えた。佐藤の外相就任は中国政策見直しの動きを一層促進した。

佐藤外相は四月の閣議で、陸軍事務当局と中国政策の再検討について話し合った結果、最近の中国における統一運

動に鑑み、北支五省の分治、日支軍事同盟の締結など、あまりに政治的な問題はこの際見合せ、差当り日中提携を基礎とする経済的相互依存関係を樹立することに努め、それに依り国交の調整を計ることとなったと報告した。そして具体的には「北支に対する我方の施策は従来動もすれば支那並に列国に対し恰も帝國に於て停戦区域の拡張、満州国の国境推進乃至は北支の独立等の企図を有するが如き誤解を与へたることなきに非ざるを以て今後は此の点特に注意する」としたのである。(四月五日付佐藤外相の閣議への説明書)

四月十六日林内閣佐藤外相、結城藏相、杉山陸相、米内海相の四者が決定した「対支実行策」「北支指導方策」は新しい中国政策の確立を表明する内容であった。「北支の分治を図り若くは支那の内政を素す蹟あるが如き工作は之を行はず」との新方針は、前年八月十一日広田内閣の時に決定をみた「対支実行策」「第二次北支処理要綱」の基本政策である華北分離策を根本から否定するものであった。

佐藤は外相就任前、もし外相に就任し新政策を実施する場合、起り得べき二つの障碍を予想していた。一つは軍部が佐藤の政策を非現実的として支持を拒否する場合、一つは佐藤の新政策を日本の弱さを示すものとして中国がより強硬な対応をなす場合である。何れも充分予想し得る反応であったが、第一については陸軍内部に中国政策修正の動きがあったため解消した。第二の中国がいかに対応するかは問題であった。中国に冀東、冀察の解消から更に硬化して満州国の存立にまで干渉しようとする気配が存在したのは事実であった。

佐藤は一方満州国問題に触れない範囲で、日本側として譲るべきは譲って日中国交の正常化を計りたいとの強い意欲を持っていた。そのために国内で譲歩に反対する一派が一騒動をおこすことも覚悟した。しかし中国が満州国の解消を要求するような態度にでた場合、日本としては譲歩の限界点を越えるとして、世界に堂々と主張し決裂を辞さな

いというのが佐藤の究極の方針であった。その場合、佐藤は世界の世論は日本の主張を是認せざるを得ないと予測したのである。満州国樹立の正当性に依拠する論議ではなく、満州国成立以来五箇年を経過した現実をふまえての佐藤の判断であった。国際連盟、軍縮会議などの国際会議に長い経験をもつ佐藤の国際政治、国際世論への認識に基づく見解はそれなりの根拠があると云うべきであろう。

一方中国側ではどうか。三月三日外交部長を王寵惠と交代し、中央政治会議秘書長に就任した実力者張群が、四月六日川越大使に「日本側の一部に於ては北支問題を解決する時は支那は直に満州問題に迫り来るべくとの觀察をなす者ある模様なるが右は全く杞憂にして第三及第二の問題（注、北支に於ける非合法的既成事実の是正および上海、塘沽停戦協定撤廃問題）解決に伴ひ場合に依りて満州問題を今後持出さざる様の話を着け得ることも不可能とならざるべし」と語っているのは注目されよう。

六月初、林内閣は近衛内閣に代り、外相には再び広田弘毅が任命された。満州事変以後の日本の対中国外交の中心人物である広田の復活はいわば旧外交への復帰であった。佐藤の新しく展開した路線に広田は無関心かつ冷淡なる反応しか示さなかった。

近衛内閣成立約一箇月後、七月五日（盧溝橋事件の二日前）川越（茂）中国大使は南京から重大な意見電を広田外相あてに打電した。それは日本は満州事変以来堅持してきた対中国根本方針を急転回する必要があるという意見であった。

具体的には、日本はイギリスの中国に対する財政援助にかねて反対の態度をとり、積極的にその実施を妨碍する方策をとってきたが、「實際問題としても支那幣制破壊を直接目的とする兵力使用の如きは言ふべくして容易に行はるものにあらず、更に単純なる威嚇を以て英国を引込みしめ乃至は借款成立後の幣制を破壊せしむること亦不可能なる

ことは殆ど試験済と言ひて不可なかるべし」、このような情勢のもとでは、従来の方針を急転回してイギリスのインシアティブのもとに協力するのが日本にとって最も有利であり、またそれ以外に道はないというのが、川越大使の結論であった。リース・ロスの幣制借款、幣制改革を妨碍したのは広田外相の指導下においてであったが、今やその政策はまったく行き詰り、新たな路線を採らざるを得ないという認識である。

この川越大使の電報（四七八号）が東京に到着したのは七月六日の午前である。翌七日午前に発せられて同日午後到着した天津の堀内総領事の電報（三七五号）は、天津駐屯軍が五日、中央に対し、今次のイギリスの幣制借款は我方で反対しても強行されると見られるので、むしろ協力すべきではないかとの意見を發電したことを伝えている。

盧溝橋事件の勃発はこの日の夜である。

II

林内閣、佐藤外相のもとで展開された新中国外交にもっとも批判的であったのは關東軍であった。關東軍から見た場合、林内閣の対支実行策、北支指導方策は「従来に比して著しく消極的」であり、「無智の支那民衆に対し日本与し易しとの感を与え更に排日侮日を助長する結末を招来」するのは明らかであったのである。

六月四日近衛内閣成立直後、關東軍は東条英機參謀長を上京させて中国政策に関し意見を具申させることとした。その意見は「南京政権（國民政府）を対象とする困交調整の如きは……絶対に不可能」という前提にたった上で、現在の中国の状況からみた対策としては

「我武力之を許さば先つ之（國民政府）に一撃を加へて再び立つ能はざらしめ我背後の此の脅威を除去するを以て

最も有利なる対策なりと言はざるべからず」

つまり、好機をとらえて国民政府を一撃し、再起不能に陥らせるといのである。

七月七日夜勃発した盧溝橋事件が、武力発動、華北問題解消の好機と関東軍の眼に映ったのは明らかである。翌八日早朝関東軍は首脳会議を開き、ソ連は内紛があり、差当り北方の安全は期待できるから、この際冀察に一撃を加えるべきだの判断を下し、参謀本部に麾下の第一、第十一混成旅団の主力および航空部隊の出動を準備する旨打電した。そして同日夕刻六時過ぎ「暴戻なる支那第二十九軍の挑戦に起因して今や華北に事端を生じた。関東軍は多大の関心と重大なる決意を保持しつつ厳に本事件の成行きを注視する」との声明を発表した。

東条関東軍参謀長は十日橋本（群）天津軍参謀長に対し、第十一旅団の奈良歩兵部隊が九日山海関に集結を完了したと伝えた。この関東軍の迅速な行動が南京国民政府の注目を惹いた。十日夜十一時半、外交部董道寧日本科長は日高参事官に電話で、奉天より軍隊十列車が出動し、二列車は既に山海関に到着しようだが、これは事態不拡大の見地から憂慮に堪えず、このような軍事行動を停止するよう要請した。関東軍の第一、第十一混成旅団および飛行集団に正式に華北への出動命令が下令されたのは、十一日午後六時三十五分である。

第一旅団（酒井鎬次）は戦車、装甲車を擁する機械化兵団で、承德から長城を越えて南下し十六日密雲に集中、第十一旅団（鈴木重康）も十七日から二十日にかけて高麗営に集中した。両師団とも二十八日から開始された北平周辺の攻略戦に参加したが、関東軍は二十九日さらに第一師団から編成した混成第二旅団（関亀治）を華北に応急派兵した（八月一日天津着）。

盧溝橋事変勃発後、七月末までに関東軍は三箇旅団の兵力を長城から南下させたか、この段階で関東軍がどのよう

な時局認識をもっていたか、また事後構想をもっていたか、次にみてみたい。資料は七月十九日付関東軍司令部「北支処理要綱」および二十四日付「情勢判断」である。

関東軍によれば「現下内外の事態特に西欧の情勢ソ連邦の動向就中国内与論の趨勢は帝國の為対支積極的経略を進むべき天与の好機」であり、「此際断乎対支就中北支問題処理に關する根本的解決」を図るべきだといふのである。實際情勢についてどう判断していたか。

ソ連はスペインの情勢なканずく国内事情より攻勢に出ることはない、しかし今後年月を経るに従い其専制力を恢復し国内統制と作戰準備とを強化、ソ中策応の公算も強い。

英米はじめ欧州諸国は単独または連合して実力干渉に出ることは出来ない。英、米武力の大拡張は未だ着手をみず、とくに日独提携に依る欧州牽制力も相当に期待し得るので今日以上に有利なる情勢は今後必ずしも期待できない。

中国は現状のまま推移すれば対日紛争を利用して統一を強化し抗日を強化するとともに軍備の飛躍的増進を來すことが明かである。

このようにみてくると、「帝國四囲の情勢は近き将来に於て対支工作遂行の為現在以上の好機得て期すべからずと確信す」との結論に関東軍は到達したのであった。

それでは問題の華北はどうするか。基本構想は、北支に南京國民政府と分離した自主独立の地方政權をつくることであつた。地域は差当り山東、河北の二省とし、將來山西省をふくめる。政權の中心人物として張作相、山東省主席に韓復榘、河北省主席に殷汝耕の名が挙げられた。そして新政權に対する日本側指導機関として北京に大特務機關を設置するといふ構想である。

しかし此の構想には関東軍がもつとも関心をもっている察哈爾、内蒙古、綏遠に言及がないことに気付くのであるが、これらの地方については関東軍は別途にしかも即時実施に移す予定の構想をもっていた。それに従い、七月二十七日関東軍は察哈爾、内蒙方面への兵力行使を中央に上申した。参謀本部は多倫への兵力配置は認められたが、国境を越えての進出は承認しなかった。関東軍は三十日さらに集寧（平地泉）、大同方面への作戦準備を申し出た。漸く平津地方の攻略を終えたばかりの軍中央は、このような大規模作戦の準備を認める筈はなく、これを拒否した。

関東軍は八月五日、せめて多倫の堤支隊を張北にまで前進させるよう求めた。石原参本第一部長は強く反対したが、武藤（章）第三課長が支持し、結局八月九日参謀本部は察哈爾作戦の実施を命ずるにいたった。（参参第七十二号）

一、支那駐屯軍司令官ハ適時有力ナル兵团ヲ以テ概ネ張家口以東ノ支那軍ヲ掃滅スヘシ

二、関東軍司令官ハ所要ノ部隊ヲ以テ熱河省及内蒙古方面ヨリ前記ノ作戦ヲ容易ナラシムヘシ（三、四略）

関東軍司令官に対する指示は曖昧であるが、この指示をうけた関東軍は直に察哈爾派遣兵团を組織した。この兵团の指揮には東条関東軍参謀長が自らあたることになり、戦闘命令所が多倫ついで張北に置かれた（十九日）。張北および張家口北西の万全に集結した兵团の陣容は混成第二旅団、同第十五旅団（篠原誠一郎）、同第一旅団（天津軍より復帰）第二飛行集団である。以後この兵团を東条兵团と呼ぶ。

一方支那駐屯軍は混成第十一旅団、内地から到着の第五師団（板垣征四郎）を平綏線に沿って北上させ、激戦のうち八月二十四日懷来に進出した。東条兵团は張北方面から攻勢をもって第五師団に協力、混成第二旅団が八月二十七日張家口を占領した。

この東条兵团の作戦で注意すべきは、この行動がきわめて政治的なプログラムを伴もなっていた点である。すなわ

ち察哈爾に新政權樹立の構想をもち、それを直ちに実践に移したことであった。関東軍の八月十三日の「察哈爾方面政治工作緊急処理要綱」によれば、関東軍は張家口に察哈爾政權を樹立する構想をもっていた。

察哈爾政權は内蒙古自治政府と察南自治政府、両政府の委員会制で。内蒙古自治政府の長官徳王を委員長に、察南自治政府の長官を副委員長とする、張家口の陸軍特務機関を拡大して察哈爾政權の内面指導にあてさせる、この大特務機関は関東軍司令官に隷従するという構想である。

関東軍は八月二十七日張家口を占領すると直ちにこの構想を実施に移し、九月四日早くも察南自治政府の成立をみたのである。

一方八月三十一日北支那方面軍の編成をみたが、寺内軍司令官は九月四日、懷来を占領した第五師団に蔚県への進出を命じた。この蔚県進出は、方面軍が計画している京漢線の要衝保定攻略戦への第五師団参加の前提となる作戦である。板垣は九月六日行動を開始、十一日蔚県、十四日広靈を占領した。

板垣兵団の山西方面への進撃（広靈は山西省）に呼応して、関東軍も山西省大同を九月十三日占領した。この進撃は事実上参謀本部の意図を無視して実施されたのであるが、参謀本部は十三日これを追認した。関東軍は大同占領直後、北部山西省作戦のためさらに二箇師団の増援を中央に要請した。

板垣第五師団長も九月十九日私信ではあるが、「北支においてはおおむね綏遠―太原―石家荘―濟南―青島の線を占め、ここに包含する資源を獲得し、ここに住む一億民衆を同僚として新北支政權を結成するを可とす」という意見を石原作戰部長、多田参謀次長、寺内方面軍司令官に送った。この占領線は当時中央もっていた構想、あるいは北支方面軍の構想を大きく越えるものであった。同時に板垣がその兵団の進路を方面軍の意図にそって保定に向けるので

はなく、山西省の首都太原に進めようとする意向であることを示した。

そして驚くべきことに参謀本部は従来の方針を大きく修正して、十月一日北支那方面軍に対し「一部の兵力を以て北部山西省に作戦し太原を占領」すべきことを命じ、関東軍に対しても協力するよう指示した。これはまさに東条・板垣路線、あるいは関東軍路線の採択である。この画期的な方針変更は石原第一部長の参謀本部からの転出（九月二十七日、関東軍参謀副長）直後に行なわれたのであった。

関東軍はこの段階（十月十一日）で、蒙疆方面、北支方面（差当り概ね山西、河北等、黄河北岸地域）に自治政権を樹立する、蒙疆、北支政権は分離して指導するなどの方針を明らかにした（支那事変対処具体的方策要綱）。一方現地では関東軍は十月十四日綏遠、十七日包頭を占領した。そして関東軍は察南自治政府に引き続いて十月十五日、大共に晋北自治政府、同二十八日綏遠に蒙古連盟自治政府を樹立した。察南と蒙古は既定の計画であったか、晋北は大共にの早期占領によって追加されたものと見られる。

関東軍は十一月二十二日、これら三政府を統合する形で、蒙疆連合委員会を設立させた。そして同日付で三政権の代表委員に関東軍司令官植田謙吉宛の文書に署名させたのである。それは（一）蒙疆連合委員会一切の命令及執行は関東軍の軍事要請に応ぜしめること、関東軍司令官の内面指導を仰ぐこと（二）最高顧問、職員の主なるものは貴軍司令官の推薦によること（三）重要交通・重要産業は必要に応じ貴軍司令官指定の日満各機関に委託すること（四）蒙疆銀行を中央銀行にするので援助を願いたきこと（五）当日日本軍の駐兵を希望し、財政上の余力が生ずれば、その経費を分担することの五カ条である。満州国設立にあたっての溥儀の本庄軍司令官あての書簡（一九三二年三月十日付）を彷彿とさせる内容である。この書簡にたいし植田軍司令官は「当方の支障なき限りに於て協力することと致度」と返答

した(十一月二十五日)が、これも本庄返簡に酷似していた。

関東軍の一九三七年盧溝橋事件以前の行動と主張を追い、さらに事変後初期の積極的な容喙の実態を明らかにしようとしたのは、関東軍(東条)および板垣らの一連の行動が、日中戦争の不拡大を妨碍し、言葉を変えれば拡大路線の採択を余儀なくさせたこと、また察哈爾作戦とともに新政権を樹立し、第二の満州国形成という形で日中戦争の基本的な性格を決定したという二点を指摘したいが為であった。

III

国民政府の駐仏大使顧維鈞が王寵惠外交部長から、盧溝橋事件に関し規約第十七条による連盟への提訴について、フランス政府の意向を打診するよう訓令を受けたのは七月十一日である。連盟規約第十七条は、連盟国と非連盟国との間の紛争を処理する条項である。日本は非連盟国で、中国は連盟国である。非連盟国が連盟の勧告の受諾を拒んで連盟国にたいし戦争に訴える場合は、第十六条(制裁条項)の発動につながるのであった。

顧大使は十二日シヨータン内閣デルボス外相にフランスの意向を打診した。十五日のデルボスの回答は、連盟への提訴はシヨーロッパの現状において効果的でなく、むしろワシントン会議条約である九カ国条約の発動が望ましいという内容であった。イギリスはアメリカの協力が絶対に必要と考えており、アメリカは非連盟国であるが九カ国条約の調印国であるともつけ加えられた。ロンドンの郭泰祺大使もイーデン英外相を打診したが、イギリスも第十七条による提訴に反対であり、中国は一応提訴を見送ったのである。

顧維鈞は七月二十五日、パリからロンドンに赴いた。ロンドンには財政部長孔祥熙が滞在していた。孔と郭駐英大

使および顧の三人は協議の上連名で、今後中国の採るべき対外政策は、一、ソ連の軍事上の協力を得ること、二、英、米、仏から抗戦継続のための軍需物資の供給を確保すること、の二点であることを政府に打電した。

顧ら三人は二十七日マイスキー駐英ソ連大使と会談、ソ連が中国と協力して日本と戦うことの重要性を説いたが、マイスキーはイギリスが日中紛争に関し確呼たる態度を示さないことを非難する一方、ソ連は国内事情もあって中国に物資を援助することは出来るが、中国とともに軍事作戦を展開することは出来ないと回答した。この日(二十七日)モスクワからロンドンに到着した蔣廷黻駐ソ大使の見解も同じであった。ソ連の国内事情はソ連が中国とともに戦うことを許さない、ソ連国内の食糧事情は平時においても不十分であり、最近の將軍八人の処刑で軍隊は動揺しており、スターリンは対外戦争で自身の没落を招くことを恐れている等々の理由を蔣大使は指摘した。中国は盧溝橋事件の拡大にあたってソ連に相互援助条約の締結を申し入れたが、ソ連は拒否し、結局八月二十一日南京で中ソ不可侵条約の締結をみるにいたった。

モスクワ駐在のチルストン英大使は、ソ連は日中間の戦争が継続し、日本の戦力がそのために消耗することを望んでおり、中ソ不可侵条約の成立はその目的に添うものであると観察した。

定例の国際連盟理事会は九月十日、総会は同十三日ジュネーブで開催の予定であった。顧維鈞は九日パリを出発しジュネーブに向った。十一日アブノール連盟事務総長は顧に対し、第十七条の発動は連盟にとって初めての経験だが、「制裁」の実施などはまったく問題外だと話した。連盟規約を支持する国々も、エチオピア戦争の経験に鑑み今や「制裁」には反対であり、ほとんどの連盟国にとって「制裁」という言葉は「悪夢」のようになっていると述べた。翌十二日中国は規約十条、十一条、十七条に則って日本との紛争を連盟に提訴した。

ジュネーブ近郊ニオンでは九月十日からデルボス仏外相を議長として、地中海における無国籍潜水艦の攻撃を共同で警備するための会議が開かれ、十四日潜水艦の不法行為防止のための協定が調印された。英、仏の主要な関心はスペイン内乱をめぐる地中海の緊張状態にあったことは指摘するまでもなからう。十八日イーデン英外相、デルボス仏外相は極東問題については米国と同じ範囲内で行動しそれ以上のことはしないことを確認した。

連盟における中国問題の審議については、九月二十九日の総会で、日本空軍の無防備都市爆撃を非難する決議（中国としては空爆非難を日本への石油供給禁止に結びつけたのであるが、この点はまったく問題とされなかった）が採択されたこと、および十月六日の総会が、日本の陸海空にわたる軍事行動が九カ国条約、不戦条約に違反していること、連盟国に対し中国の抵抗力を弱めるような措置をとらないことを決議し、同時に本件審議のため九カ国条約会議の招集を勧告したことなどに言及するにとどめたい。

八月上海事件が勃発し、中国の貿易、経済の最大の中心地上海の周辺で日中両軍の激戦が展開されるにいたった。日本は九月六日全中国沿岸の封鎖を宣言し、中国船舶の出入を禁止した。第三国、外国船舶の出入は自由であるが、国籍・国旗の確認・検査など紛糾がおこることは予想された。アメリカ国務省は九月十四日政府所有船舶による日本・中国向武器、軍需品の輸送を禁止する措置をとった。中国向軍需品の最大のルートになっていたのは仏領印度支那であったが、フランスも事態を再検討せざるを得なくなった。マルセイユから船積した軍需物資が仏印に到着するまで通常五週間かかり、その間にもし日本が宣戦を布告すれば、この輸送は利敵行為となり、日仏関係の悪化は免れないという認識が仏当局にあった。

フランスは十月十三日、現在海上輸送中の物資の仏印經由中国向け輸送を認めるか、以後は禁止するという措置を

とった。これは仏印經由物資を最大の軍需品供給源とする中国に深刻な打撃を与える措置であった。フランスは、仏印經由輸送の継続は日本を刺激し、海南島、西沙列島の占領を招く恐れがあり、日本が仏印にたいし軍事的脅威を及ぼすとき、米、英、ソ連などが協調してフランスを援助する体制にない現在、フランスは単独で日本に対応しなければならず、この措置をとるにいたったと説明した。

顧維鈞大使は十月二十日デルボス外相に、二二日にはショータン首相に会見を求め、中国にとってフランスの措置を遺憾であり、失望の念を禁じ得ないと告げ、仏印經由輸送の継続を求めた。ショータン首相はこの問題は未だ正式の決定ではなく、来るべき九カ国会議（ブリュッセル）で有事の際の英、米の援助が確約されれば、継続を容認する意向を示した。ソ連からの軍需品輸送も飛行機、パイロットの空中輸送を除いては仏印經由に依存しているので、仏印ルートの確保は中国抗日戦の継続に重大な影響を及ぼす問題であった。

九カ国条約国会議は十一月三日からブリュッセルで開かれたが、日本、ドイツは出席を拒否した。開会三日後の六日、日独伊防共協定の締結が発表され、会議ではイタリーが日本の立場を代弁した。会議で積極的に中国を支援したのはリトビノフソ連代表であったが、リトビノフも会議の前途を悲観視していた。「イギリスは何もできないし、アメリカは何もしようとしない（the Britain could not do anything and the American would not do anything）」とこのが会議に失望したリトビノフの結論であった（七日顧への談話）。

リトビノフは十一月九日イーデン英外相と会談し、日独伊防共協定がソ連だけを目標としているのではないことを強調した。十分な領土をもち、領土的野心のない国々は、これまでよりも密接に連絡し、一致した行動をとることが必要で、そうでなければ日独伊三国は世界を支配し、英、仏はヨーロッパの二流国となると警告した。リトビノフは

極東への対応について、ソ連は国際的な協力に、すべての参加国に必要な保障が与えられるならば、積極的に参加する旨も伝えたのである。一方リトビノフはブルム仏副首相に、「ソ連としては、日本が中国を攻撃したことは喜びに堪えないのであって、日本は財政的にも経済的にも弱体化し、かつ征服した中国を同化するには多大の困難をもつであらうから、今事数年間極東の平和は保障される、ソ連は日本と中国の戦争ができるだけ長期化し、日本ができるかぎり多く中国を併合しようとするような結果になることを希望する」とも語っていた（十月四十二日）。

ブリュッセル会議開催直後、日本は激戦のなかで膠着した上海戦線打開のため柳川兵团を杭州湾に上陸させた。このため中国軍は全面崩壊の危機にさらされ、愈々列強からの軍需品確保が焦眉の急となった。デルボス仏外相は、仏印ルート継続のためには仏印が日本の軍事的脅威を受けた場合、米英が援助する確約、それも口頭でなく文書による確約が必要であるとの態度をとり、その期限を十一月十五日とした。

しかしアメリカもイギリスもフランスに保障を与えるなどは問題外であるとした。十七日デービス米代表に会った顧維鈞は、仏印經由輸送に關連し日本の脅威があった場合、英米は協議に應ずる用意があるというだけでも、フランスを満足させ不安を鎮めることができるかと懇請したのに対し、デービスはフランスに誤った期待を抱かせるのは好ましくないと拒否した。顧は十九日パリに帰り翌二十日デルボス外相と会った。デルボスはルーズベルト米大統領は仏印經由輸送の継続を望んでいるが、日本の攻撃が実施された場合のアメリカの協力についてなんの保障をも与えようとしないと米国の態度を非難した。しかしデルボスは自分の間仏印經由輸送の継続を認めると語った。

顧は同日ブリュッセルに赴き、十一月二十二日の会議で次のように演説した。「諸君は今回の紛争に於て日中兩國の政策に法律上明確な差別を認定された。しかも諸君は日本への物質的經濟的便宜供与を停止せず、依然その侵略行為

を続けるに任せている。一休諸君は侵略者とその犠牲者に対する態度のなかに事実上の差別を設けないのであるか」
ブリュッセル会議は中国に深い失望を与えたまま二十四日閉幕した。

終りに

一九三七年の前半期において日本の各分野においては満州事変以後の中国政策の再検討、修正への動きが底流としてあったことは否定できないであろう。国民政府においても日本がある程度の既成事実の修正に応ずるならば、平和の維持は得策であるとの判断が大勢を占めることはあり得たと思われる。国際情勢もソ連は別として一定程度以上には中国を支持するものではなく、日中関係の安定を希んでいた。このような状況のなかで盧溝橋事件が局地化されず、全面戦争へ拡大したのは、近衛内閣の意志であった。関東軍の動きが相当程度内閣の意志を牽制したことは事実であるが、それでもなお林内閣、佐藤外相の三月十二日衆議院における「本当の意味の危機、詰り戦争の勃発」と云う意味の危機、日本が之に直面するもの、しないのも、私は日本自体の考え如何に依って決るのであるという風に考えるのであります」という発言は非常な重味をもっているとみられるのである。

注 参考文献および資料

外務省記録 A 11030 支那事変 第三十卷 A 11010 帝国ノ対支外交政策關係一件 第八卷

戦史叢書 支那事変陸軍作戦(1) (森松俊夫) 一九七五

現代史史料 日中戦争²

Documents on British Foreign Policy 1919-1939, Second Series Volume XXI, Far Eastern Affairs, Nov. 1936-July 1938
Foreign Relations of the United States, 1937 Vol. III

The Wellington Koo Memoir Vol. IV. Mission to France 1932-1941

戸部良一「支那事変初期に於ける戦争指導」法学論叢九六一三、九七一—

岩波徹「スペイン内乱と列強」上下、軍事史学第二十一卷三一四号

拙稿「佐藤外交と日中関係」入江昭、有賀貞編『戦間期の日本外交』所収、東京大学出版会

同「支那事変」前の日中交渉」『中国をめぐる近代日本の外交』所収、筑摩書房

同「日中戦争の政治的展開」『太平洋戦争への道』第四卷所収、朝日新聞社

注 本稿は一九八七年十一月久留米大学で開かれた国際政治学会秋季大会における発表のための草稿である。